

第1章 はじめに

1 「食と緑の基本計画2020」の趣旨

私たちの暮らしは、農林水産業の適切な営みによってもたらされる安全で良質な食料等の供給と、森林、農地、海及び川が有する県土や自然環境の保全、水源のかん養、洪水の防止などの多面的機能^{*}によって支えられています。

これらの機能を一層発揮させ、安全で安心できる豊かな暮らしづくりを進めるため、愛知県は、平成16年4月に、「将来にわたって安全で良質な食料等の安定的な供給の確保並びにその適切な消費及び利用」、「森林等の有する多面的機能の適切かつ十分な発揮による安全で良好な生活環境の確保」の2つを基本理念とする「食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例」（以下「食と緑の条例」という。）を施行しました。

この食と緑の条例に基づき、食と緑に関する施策の基本的な方針として平成17年2月に「食と緑の基本計画」を、さらに、平成23年5月に「食と緑の基本計画2015」を策定し、県民や関係団体、NPOなどとの連携により様々な取組を行ってきました。

これらの取組によって、ニーズに即した農林水産物の生産や加工・販売の取組が増加し、新規就業者の計画的な確保や生産基盤の整備、生産現場での環境への配慮や安全への対応が進みました。また、農林水産業への理解は徐々に広がり、多面的機能の維持や災害に強い生活環境の確保についても、着実に進展しました。

しかし、農林漁業者は依然として減少しており、その結果、農業では、一部の品目を除いて生産量も減少傾向にあるなど、本県の農林水産業は、必ずしも良い方向に向かっているわけではありません。

一方で、モノづくり県^{*}である本県の強みを生かした他分野の先端技術を用いた技術、例えば、施設園芸における高度な環境制御技術や水田作における効率的な作業システムなど、生産性を高める革新的な技術の導入の動きもみられます。

また、農林漁業者の減少や都市部への人口集中が進んだ結果、農林水産業を体験する機会が減少して食卓と生産現場の距離が拡大し、食や農林水産業に対する県民の理解の希薄化が進んでいます。その一方で、食品への異物の混入や食品表示の偽装など、食の安全性を脅かす事件や事故の発生により、食の安全や健康への関心は高まっています。

さらに、農林漁業者の減少に伴い、森林・農地・漁場の適切な管理が困難になってきており、それらが持つ自然環境の保全や洪水防止、水源かん養などの多面的機能が十分に発揮されなくなることが懸念されるとともに、東日本大震災を機に、農山漁村地域の強靱化に向け

た防災・減災対策への県民意識が一層高まっています。

加えて、日豪EPAなどの経済連携が進展する中、平成28年2月にTPP協定*が署名されるなど、グローバル化がさらに進むことで、輸入関税引き下げなどのメリットが見込まれる反面、一部の農林水産物では安価な輸入品の増加による国内生産への影響が懸念されており、早期に競争力の高い生産構造を構築していく必要があります。

「食と緑の基本計画2020」（以下「基本計画」という。）は、こうした状況を踏まえ、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりをめざして、県として、あるいは県が市町村、農林漁業者、農林水産業関係団体及び県民と連携を図りながら取り組む、食と緑に関する施策の基本的な方針として策定したものです。

食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例【抜粋】

（平成16年3月26日 愛知県条例第3号）

（基本理念）

第三条 食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりは、次に掲げる事項が推進されることを基本理念として行われなければならない。

- 一 将来にわたって安全で良質な食料等の安定的な供給が確保され、かつ、その適切な消費及び利用が行われること。
- 二 将来にわたって森林等の有する多面的機能が適切かつ十分に発揮されることにより、安全で良好な県民の生活環境が確保されること。

（基本計画）

第七条 知事は、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する基本的な計画を定めなければならない。

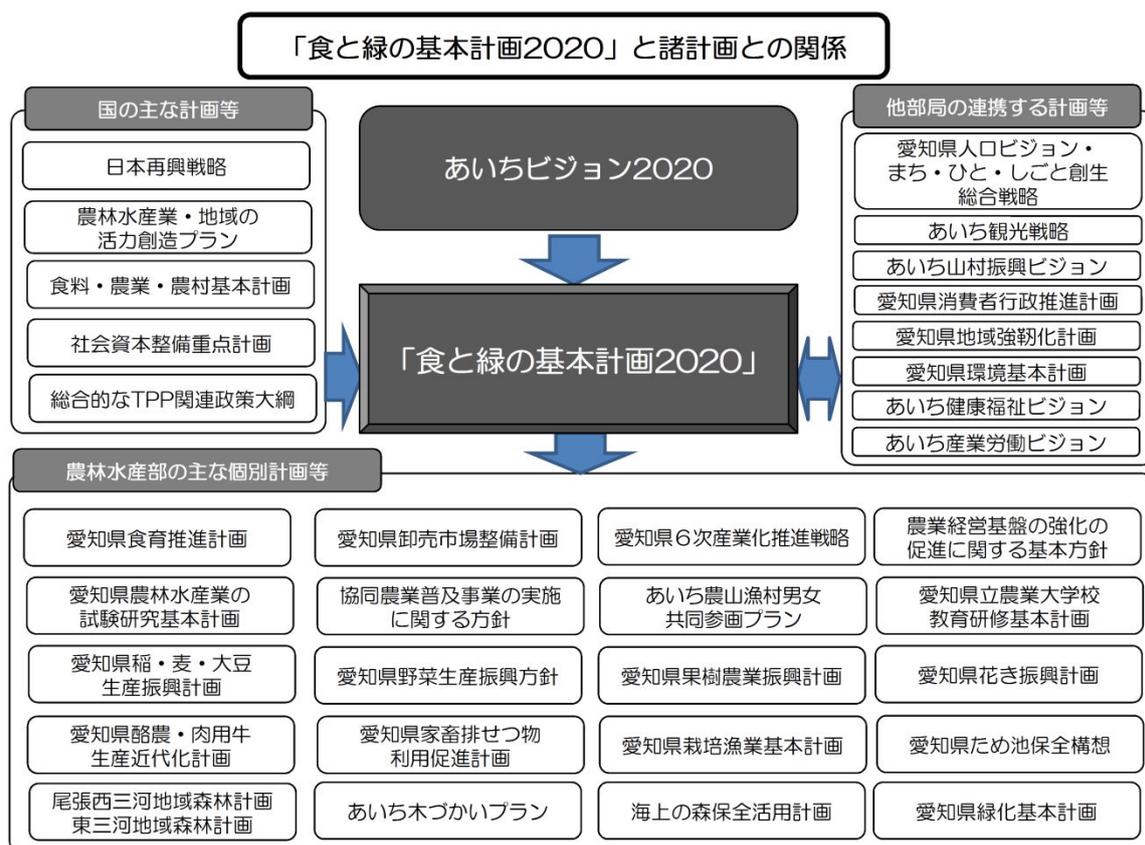
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する目標及び施策についての基本的な方針
 - 二 前号に掲げるもののほか、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

2 基本計画の性格

基本計画は、食と緑の条例第7条に基づいて知事が定める、食と緑に関する施策の基本的な方針として位置付けるものです。

また、食と緑が支える豊かな暮らしを実現するには、県だけでなく、同じ県土に生活する者として県民一人ひとりが身近な農林水産業を見つめ直し、積極的に関わっていく必要があります。そのため、この基本計画は、県民の自主的な取組の指針となることも期待するものです。

なお、基本計画は、リニア中央新幹線開業後の2030年（平成42年）頃を展望し、県の取り組むべき重要な戦略を明らかにした「あいちビジョン2020」（平成26年3月策定）の方向性に沿った計画であり、国の戦略、計画などを踏まえた計画です。また、この基本計画に基づいて農林水産分野の個別計画や方針を策定するとともに、推進にあたっては、他部局の主な計画などとの連携を図ります。



3 基本計画の期間

この基本計画の期間は、2016年度（平成28年度）からの5年間とし、2020年度（平成32年度）を目標年度とします。

なお、食と緑をめぐる情勢の変化に的確に対応し、効率的かつ効果的な施策を展開するため、基本計画の期間中であっても、必要に応じて見直しを行います。